



分科会 3 地域医療連携、さらなる展開を考える

10月7日(日) 15:00～17:30 第3会場(アクトシティ浜松 コンgressセンター 4F 41会議室)

W-03-01

基調講演 薬局のIT化と医療連携～クラウドの現状と展望～

やまもと りゅういち
山本 隆一

東京大学大学院情報学環

分科会 2・3

1. はじめに

2012年4月に厚生労働省政策統括官室から「処方箋の電子化に向けて」と題した報告書が公表された。処方箋の電子化がこの分科会のテーマのすべてではないが、薬局と医療連携に関する問題を考える上で象徴的ではある。この報告書では端的に言えば解決すべき問題はまだまだあるが推進すべきと結論づけ、ロードマップを示している。もちろん処方箋という紙を電子化することが目的ではなく、国民にもっとも近い医療情報の電子化であり、国民視点で医療情報を活用していく端緒であり、かかすことはできないと述べている。

2. 薬局の医療連携に果たす役割

上記報告書には処方情報が適切に標準化された形式で電子化されることで情報の再利用が容易となり、処方や調剤、調剤時の薬剤変更についての処方医への通知といった一連の運用の円滑化・合理化ならびに過誤防止、患者等への調剤情報・服薬指導情報の電子的提供の普及拡大など、患者・医療機関・薬局いずれにもメリットがもたらされる、としている。また、処方や調剤の情報が標準に則った形式で電子的に蓄積され、加えて、患者をユニークに識別可能な基盤が構築できれば、「処方され、調剤され交付された薬剤を服用(使用)した情報」を患者の同意の下に収集することも可能となり、処方情報・調剤情報について、今後、収集・二次利用を行う環境が整備されれば、臨床研究等に用いることで、質の向上や効率化に役立ち、医学研究・公衆衛生の進歩にも繋がる。また、このような基盤は新薬開発の発展にも寄与するとともに、国際治験も増えることが期待され、製薬分野における国際競争力も向上する可能性もある、と述べている。さらには処方箋が電子化されることで、現在の処方箋の形式による制約が緩和され、調剤・服薬指導に必要な臨床情報を添付することも技術的には容易になる。

3. 試行の実態

報告書は根拠なく書かれているわけではなく、ここ数年各所で実証事業が行われている。東京大学附属病院による調剤結果を医療機関にバッチ処理で戻すことを試行した実証事業、厚生労働省・経済産業省・総務省の三省連携による、沖縄県浦添市での「健康情報活用基盤実証事業」における「処方せん電子化プロジェクト」、総務省による、香川県高松市での「健康情報活用基盤構築事業(処方情報の電子化及び医薬連携事業)」などが行われ、それぞれ成果を上げ、その結果として処方情報、調剤情報の電子化様式やコード体系、さらにはSaaSとして電子処方箋運用サービスの有効性などが実証された。

4. SaaSやクラウドサービスの必要性

前節の最後にSaaSという単語が出てきたが、SaaSとはSoftware as a Serviceの略で、ITシステムを施設毎に導入するのではなく、Software自体はデータセンタに存在し、例えば薬局のようなユーザはネットワークを介してサービスだけを利用するという概念で、クラウドサービスの一つの型である。クラウドサービスは様々な分野で利用が始まっているが、電子処方箋やそれに関連する情報連携を考える上ではかなり有利な方法と言える。電子処方箋を実現するためには高度なITシステムが必要で、また、ある薬局で扱う処方箋の1割だけが電子化されているという状況は運用の手間が増大するばかりで、メリットはない。導入する以上は、短い移行期を除いてはほとんどの処方箋が電子化されなければならないが、そのためには、日本のすべての医療機関と薬局が対応できなくてはならない。施設毎に高度なITシステムを導入し、頻繁に新薬が登録されるマスタを整備し続けることは膨大なコスト増になる。システム自体は集中的にデータセンタ等に置かれ、そのサービスを多数の医療機関や薬局で利用することができれば大幅にコストを下げることができる。また処方情報や調剤情報の電子化とは別に、どこでもマイ病院の一環として電子お薬手帳の検討も進められているが、これも基本的には全国民が利用するもので、クラウドサービスなしには考えがたい。

5. 医療分野でのクラウドサービスのあり方

言うまでもないことであるが、医療は法令に基づいて実施されるもので、情報の扱いも法令で制限されている。情報処理を外部に委託することに関する規制緩和は2002年以降徐々に行われてきたが、2010年2月までは医療分野でのクラウドサービスの利用は強く規制されていた。2008年から2010年にかけて、経済産業省と総務省が、民間事業者が医療情報等の保存や処理を受託する場合の指針を明確にし、厚生労働省が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を改訂し、2010年2月に規制緩和通知を発出し、民間事業者が契約等で安全性を確保した上で受託できるようになった。ただし、無制限という訳ではなく、一定の制約はあり、不用意に導入すれば重大なセキュリティ上の問題を起こす可能性もある。分科会では以上の点を解説し議論を深めたい。